**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山口県下関市豊浦町大字川棚五一六八番地、最後の住所山口県下関市豊浦町大字川棚五一六七番地一　被相続人　亡　伊藤　明信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月八日

山口県下関市岬之町九番五号

相続財産管理人　弁護士　吉田　大志

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍長崎県南島原市有家町尾上五八三九番地、最後の住所長崎県南島原市有家町山川一〇八九番地一　被相続人　亡　土橋　好廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月八日

長崎県島原市片町六一六番地一　一階

相続財産管理人　山下　雄一

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍鹿児島県姶良郡湧水町幸田七六四番地二〇号、最後の住所鹿児島県姶良郡湧水町幸田八八六番地　被相続人　亡　石場　恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月八日

事務所鹿児島県伊佐市大口元町一九番地一

相続財産管理人　大塚　一陽

**無縁墳墓等改葬公告**

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

尚、期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年十月八日

一、墳墓等所在地　栃木県宇都宮市今泉三丁目五番一三号

一、墳墓等の名称　興禅寺檀信徒墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　大垣家　鈴木澄子　滝川家　滝川常吉、滝川達郎　吉田家　東京都荒川区西日暮里四丁目一〇四〇番地　吉田明、吉田たみ子、本籍不詳　吉田繁夫、吉田与称、吉田賢次郎、吉田征一　稲葉家・菅野家　栃木県宇都宮市松が峰一丁目一番地一　菅野アキ、菅野与四郎、本籍不詳　菅野鉄次郎、菅野おとも、菅野セツ、菅野覺八、菅野実、菅野廓、菅野桂、菅野錦、菅野鉄一　全て不詳一基

一、改葬を行おうとする者　栃木県宇都宮市今泉三丁目五番一三号　臨済宗妙心寺派興禅寺　代表役員　石川　元信

**前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告**

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のように公告します。

一、当該前払式特定取引業者であった者の名称及び代表者の氏名並びに主たる営業所の所在地

①　名称　有限会社しまね友の会

②　代表者の氏名　代表取締役　平野　順一

③　主たる営業所の所在地　本店　島根県出雲市平田町七五五二番地

二、当該前払式特定取引業者であった者の許可の年月日及び許可の失効の年月日

許可の年月日　昭和五十八年八月一日

許可の失効年月日　平成二十六年六月二十四日

三、当該前払式特定取引業者であった者の営業保証金の額又は前受業務保証金の額

営業保証金　金十万円

前受業務保証金　金五百三十万円

四、前号の営業保証金等につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を中国経済産業局長に提出して下さい。

五、前号の申出書の提出がないときは、第三号の取戻しをしようとする営業保証金等は取戻されます。

平成二十六年十月八日

島根県出雲市平田町七五五二番地

有限会社しまね友の会

代表取締役　平野　順一

**任意清算公告**

当社は、平成二十六年九月二十五日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年十月八日

山口県下関市長府侍町二丁目五番四号

末弘合名会社

社員　末弘　隆一

**所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告**

当社は、左記の株主所有の株式を会社法第一九七条第一項に基づき所在不明株式として売却することを決定いたしました。左記の株主の所有株式を売却することに対し、異議のある株主およびその他の利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内に、当社に対し、その旨をお申し出くださいますよう、会社法第一九八条の規定により公告いたします。

平成二十六年十月八日

株式会社シンコー

代表取締役　飯塚　知一

記

| 株主名簿上の株主の氏名及び住所 | 株式の種類及び数 | 株券の番号 |
|---|---|---|
| 山王　守　東京都葛飾区青戸六―二六―一七 | 普通株式　五〇〇株 | C―〇〇〇八 |

**宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告**

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 26 年 10 月８日

記

[掲載順序]

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①北洋エステート　②北海道知事石狩(1)第7645号　③梅原幸一　④北海道千歳市富丘４丁目１番８号　⑤1000万円　⑥北海道知事　⑦北海道千歳市富丘４丁目１番８号　北洋エステート　梅原幸一

①安田不動産ビルサービス株式会社　②東京都知事(6)59369　③代表取締役　岡光真従　④東京都千代田区神田錦町二丁目９番地　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区神田錦町二丁目９番地　安田不動産ビルサービス株式会社　代表取締役　岡光真従

①岡商会　②神奈川県知事(3)23676　③代表　岡求己　④神奈川県相模原市南区相模台２丁目４番12号　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦神奈川県相模原市南区相模台２丁目４番12号　岡商会　代表　岡求己

①株式会社武ホールディングス　②愛知県知事(1)22467　③代表取締役　桐部達雄　④愛知県名古屋市中区丸の内２丁目19番32号　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県名古屋市中区丸の内２丁目19番32号　株式会社武ホールディングス　代表取締役　桐部達雄